

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 旅工房	コード	6548
提出日	2024/9/10	異動（予定）日	2024/9/25
独立役員届出書の提出理由	・2024年9月25日に開催予定の第30回定時株主総会において、社外取締役および社外監査役の選任議案が付議されるため。 ・独立役員である社外取締役中尾隆一郎氏、独立役員である社外監査役川合弘毅氏、社外監査役志村直子氏が、第30回定時株主総会の終結のときをもって退任となるため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）											異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当 なし	
1	甲斐 亮介	社外取締役	○														○	新任	有
2	黒田 潤	社外監査役	○														○		有
3	外山 吉丸	社外監査役	○														○	新任	有
4	野村 拓也	社外監査役	○														○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	甲斐亮之氏が代表取締役CEOを務めている株式会社ギャブライズと当社は、過去、取引がありましたが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しています。	甲斐亮之氏は、企業経営に関する幅広い知識と見識を持ち、特にデジタルマーケティング分野に関する豊富な経験と実績を有しております。社外取締役として、当社の現状を客観的な視点で評価し、取締役会において、取締役会の実効性や広報戦略等についての助言・支援と継続的な成長に大きく貢献していただけることを期待して社外取締役として招聘いたしました。 また、一般株主との利益相反が生じるおそれはないことから、当社は独立役員として適任と判断し選任いたしました。
2	該当事項はありません。	黒田潤氏は、銀行並びに銀行持株会社ほか金融機関で長年にわたり様々な要職を歴任し、内部監査業務を中心に内部統制、コンプライアンス、リスク管理にかかわる豊富な知識及び経験を有しております。その知識や経験に基づく客観的かつ公正な視点から、社外監査役として、当社のコーポレート・ガバナンスの向上及び監査機能の拡充、強化を図るうえで、同氏が適任であると判断し、社外監査役として招聘いたしました。 また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないことから、当社は独立役員として適任と判断し選任いたしました。
3	該当事項はありません。	外山吉丸氏は、公認会計士として培われた財務・会計・監査に関する豊富かつ高度な知識・経験を有しております。また、複数の事業会社における管理部門での豊富な経験に加え、他の会社の社外監査役経験を有しております。これらの専門的かつ実践的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくことが期待できることから、社外監査役として招聘いたしました。 また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないことから、当社は独立役員として適任と判断し選任いたしました。
4	該当事項はありません。	野村拓也氏は、弁護士として培われた高い専門性を持ち、特に企業法務分野に関する豊富な知識と経験を有しております。その専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくことが期待できることから、社外監査役として招聘いたしました。 また、左記のとおり、同氏は上記aからlのいずれにも該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないことから、当社は独立役員として適任と判断し選任いたしました。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

※4 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

※5 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。